

京都市告示第 30 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで、セントラル法律事務所 弁護士 前川弘美を京都市公金収納受託者とし、京都市市営住宅に係る家賃及び駐車場使用料収納事務の一部を次のとおり委託します。

令和4年4月1日

京都市長 門川 大作

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
セントラル法律事務所 弁護士 前川弘美	名古屋市中区丸の内3丁目15番3号	京都市市営住宅条例に規定する家賃及び有料付属施設使用料のうち、市営住宅を退去した者に係る使用料の滞納分（現在分納誓約中その他の理由により、納付が見込まれるものを除く。）の収納事務

(都市計画局住宅室住宅管理課)